

平成 20 年度事業計画

〔平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日〕

I 基本方針

人間らしさを支える快適・安心な食への関心が高まる一方、個食、朝食抜き、野菜不足、過度の痩身願望、太りすぎなど現実の食には問題が多く、このギャップを埋める食の提案が食品産業に求められている。エネルギー需要との競合による原料価格上昇、食の安全確保のための投資の増加など、食品産業をめぐる環境は厳しいが、それだからこそ、食の提案を担いうる優秀な人材への期待は強い。こうした人材を送り出すことが、当協会に求められている。

こうした状況を踏まえ、平成 20 年度において当協会は、フードスペシャリスト養成機関における教育内容の改善、教員の資質向上、食品産業との連携の強化に引き続き取り組むとともに、食品産業におけるフードスペシャリスト資格の認知度向上を図る。また、公益法人制度改革関連法令が 12 月から完全施行されることに対応し、今後とも公益法人の資格を維持できるよう、準備を進める。

II 事業内容

1 教育内容の企画、指導及び助言に関する事業

(1) カリキュラムの検討・制定等

食育論やインターンシップについてのこれまでの検討を踏まえ、専門委員会において、カリキュラムの改正案の検討を行う。

(2) 協会指定テキストの改訂等

協会指定テキストにつき、増刷時に誤記修正や古くなったデータの入替えを行うほか、必要に応じ、改訂版を発行する。

2 フードスペシャリスト資格認定試験事業

(1) 平成 20 年度フードスペシャリスト資格認定試験の実施

平成 20 年度フードスペシャリスト資格認定試験を 12 月 21 日に全国約 160 校で実施する。受験者数は約 7,000 名を見込む。認定試験問題の作成及び合否の判定は専門委員会において行う。

(2) フードスペシャリスト資格認定証の交付等

フードスペシャリスト資格認定試験の合格者のうち申請のあった者にフードスペシャリスト資格認定証を交付する。併せて、フードスペシャリスト資格を優秀な成績で取得した者に対し、表彰状を授与する。

3 フードスペシャリスト養成機関認定事業

正会員校（入会申請中のものを含む。）からの養成機関認定申請に基づき、専門委員会において審査を行い、その結果を踏まえ、理事会において認定の可否を決定する。

4 助成、研究、研修等に関する事業

(1) フードスペシャリスト奨学基金助成事業

フードスペシャリストを目指す外国人留学生に奨学金助成を行うことにより（平成24年度から2・3名に月額30,000円程度を1年間支給することを想定）、優れた留学生の確保及び国際化に対応した人材の育成を図ることを目的とし、1億円規模の基金を造成することを計画し、平成20年度は500万円を積み立てる。

(2) 研究・調査等

平成19年度にフードスペシャリストの資格を取得した者を対象に、就職状況に関するアンケート調査を行い、その結果を会報及びホームページに掲載する。また、海外の食関係の高等教育機関における食品産業界の需要に対応したカリキュラム改善の取組みについての情報収集を行う。さらに、現行のフードスペシャリストの上位資格に位置する、新たな資格制度の創設の是非を検証するための調査・研究を継続する。

(3) 研修会、シンポジウムの開催

8月21-22日、正会員向けに、フードスペシャリスト養成機関研修会を開催する。研修会の結果については、ホームページ上で公開する。

前年度に引き続き、正会員校による食に関する一般向け啓発事業の推進を図ることとし、審査会で承認された事業につき、協会が共催し、助成する。

5 情報の収集及び提供に関する事業

(1) 会報の発行及び配付

協会の会報「NEWS LETTER」を年3回、各2,000部発行し、会員、関係機関に配布する。

(2) 広報活動

ア ホームページの充実を図り、フードスペシャリスト資格取得者及び幅広い国民に向けた食の情報提供媒体として育てる。

イ 食品産業関係者にフードスペシャリスト資格を紹介するため、10月29-30日に開催予定の「アグリビジネス創出フェア2008」に出展する。

また、主要食品事業者協会パンフレットを送付し、フードスペシャリ

スト資格者の採用、賛助会員としての入会等呼び掛ける。

ウ 「全私学新聞」(全私学新聞運営委員会)年1回、「日本食糧新聞」(日本食糧新聞社)年6回、「栄養と料理」(女子栄養大学出版部)年12回、「日本食生活学会誌」(建帛社)年4回、「全栄施協月報」(全国栄養士養成施設協会)年12回の予定で、フードスペシャリストのPR広告を掲載する。

(3) フードスペシャリスト資格認定試験過去問題集の発刊

21年2月を目途に、「2009年版フードスペシャリスト資格認定試験過去問題集」を発刊する。

(4) 養成機関への資料提供

フードスペシャリスト養成機関に対し、農林水産省その他関係団体から提供された各種資料を配布する。

6 その他

農林水産省消費・安全局委託の「『食事バランスガイド』を活用した日本型食生活の効果検証等事業」に取り組む。